

管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	提案主体からの意見	各府省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	提案主体からの意見	各府省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	支援措置に係る提案事項の内容
0620010	国の多文化共生(外国人)関係施策の統一的な推進に向けての整備	外務省設置法第4条	提案概要に挙げられた業務は各省庁によって執り行われている。	D-1		本邦在住外国人に係る諸問題が顕在化しつつある中、これらの問題を放置しておくことは、二国間関係を大きく損なう可能性があるところ、当省としては、関係省庁連絡会議等の場を利用しつつ、関係省庁との連携を一層強化して取り組んで参りたい。											1326	13262010	愛知県	多文化共生社会の実現を目指して	外国人に係る諸問題を総合的に企画、立案、調整する機関が国に存在しない。
0620010	国の多文化共生(外国人)関係施策の統一的な推進に関する支援措置	外務省設置法第4条	提案概要に挙げられた業務は各省庁によって執り行われている。	D-1		本邦在住外国人に係る諸問題が顕在化しつつある中、これらの問題を放置しておくことは、二国間関係を大きく損なう可能性があるところ、当省としては、関係省庁連絡会議等の場を利用しつつ、関係省庁との連携を一層強化して取り組んで参りたい。											1326	13262020	愛知県	多文化共生社会の実現を目指して	多文化共生の施策推進に関する統一的な方針・施策が存在しない
0620020	災害医療に関する研修・訓練機能の集中	外務省設置法第4条第26号 独立行政法人国際協力機構法(平成十四年十二月六日法律百三十六号)	(兵庫県災害医療センター等における研修員受入事業の実績)平成12年度より中米防災対策(人と防災未来センター)、防災行政管理者セミナー(アジア防災センター)、平成13年度より「トルゴ災害対策」(人と防災未来センター)、平成15年度より「アンデス地域災害医療マネージメント」(兵庫県災害医療センター)を実施。また、平成16年度より中央アジアコーカサス防災行政(アジア防災センター)、「トレコ震災復興政策」(人と防災未来センター)を実施予定。	A-2 D-1		兵庫県災害医療センター、人と防災未来センター、こころのケアセンター等においては、これまでJICA研修を実施している。今後、これら機関の災害医療分野のノウハウを活用し、より充実した研修を実施するためにも、これら機関のメリットを踏まえつつ、その利用を継続していきたい。途上国からの要望に基づき、災害医療分野の新たな研修コースが立ち上がった場合には、これら機関を受託機関として実施することについては、これら機関のメリットを考慮しつつ積極的に検討していくこととしたい。既存研修コースで他の地域で行われている同種の研修コースのこれら機関への移管については、同研修コースの関連省庁及び実施機関との調整が必要であること、また、ノウハウの蓄積等による研修コースの効果向上の観点から、継続して同一実施機関にて実施することが望ましいと通常考えられることから、個別に慎重な検討をすることとしたい。										1616	16162010	兵庫県	災害医療支援拠点構想	国立災害医療センターやJICAが実施している研修・訓練事業を「兵庫県立災害医療センター」等で集中的に実施する。 国立災害医療センター(東京)で実施している研修事業の「兵庫県災害医療センター」等での集中実施 JICAが実施している防災・医療等に係る専門家養成研修や外国人研修員受入事業の「兵庫県災害医療センター」等での実施	
	国立研究機関等敷地の開放	外務省設置法第4条第26号	独立行政法人国際協力機構(JICA)に確認したところ、現状は以下の通り。 JICAが茨城県内に保有する施設は、つくば市の筑波国際センターの一施設。同施設は、研修宿泊棟及び農場から成る。 研修宿泊棟部分は、敷地の中央を車両も通行可能な公道が通っている。農場部分は、一般の農地と同様に区画の周囲に一般農道が整備されている。いずれも現状で通行可能。 同センターの敷地には緑地が少ないため、建物自体の提供ではあるが、地域住民と滞在中の海外からの研修員との交流の場を提供するため、地域住民参加の各種交流プログラムを開催するとともに、施設の一部公開も定期的に実施している。なお、同施設は災害時避難所には指定されていない。	A-2 D-1		JICAに照会したところ、以下の趣旨の回答が得られた。なお、JICAの独立行政法人化を受けて、今後はJICAと直接協議願いたい。 通り抜け道路の整備については、制度の現状、欄に記載の通り、現状でも通り抜けが可能である。 同施設の緑地を憩いの場として提供することについては、憩いの場となるだけの緑地がないものの、同施設の建物部分については、制度の現状、欄に記載の通り、一般公開を定期的に行っているほか、地域住民参加の各種交流プログラムを開催している。 同施設を避難場所として開放することについては、同施設から100メートル以内の場所に、災害時の避難場所として指定されている緑地公園があるが、必要があれば同施設の開放についても前向きに検討を行いたい。										1629	16292040	茨城県	つくばスミソニアンププロジェクト	研究施設の広大な敷地に通り抜け道路の整備を認めること。 研究施設の緑地を憩いの場及び災害時の避難所として開放すること。	